



号外第1号

令和7年1月30日

発行所

広島市役所

(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定による形質変更時要届出区域の指定 3件..... 1
- 土壤汚染対策法の規定による要措置区域の指定の解除..... 1
- 土壤汚染対策法の規定による形質変更時要届出区域の指定の解除 2件..... 2

告示

広島市告示第35号

令和7年1月30日

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定します。

なお、土壤汚染対策法第15条第1項に規定する形質変更時要届出区域の台帳は、広島市環境局環境保全課で閲覧することができます。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定する形質変更時要届出区域
広島市南区大州四丁目337番12の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合しない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物

広島市告示第36号

令和7年1月30日

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定します。

なお、土壤汚染対策法第15条第1項に規定する形質変更時要届出区域の台帳は、広島市環境局環境保全課で閲覧することができます。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定する形質変更時要届出区域
広島市南区霞一丁目2番1の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合しない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物

広島市告示第37号

令和7年1月30日

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定します。

なお、土壤汚染対策法第15条第1項に規定する形質変更時要届出区域の台帳は、広島市環境局環境保全課で閲覧することができます。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定する形質変更時要届出区域
広島市西区草津港一丁目の18番7及び42番の各一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合しない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物
ふっ素及びその化合物

広島市告示第38号

令和7年1月30日

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により、令和4年広島市告示第130号で指定している要措置区域の一部について次のとおり指定を解除します。

なお、土壤汚染対策法第15条第1項に規定する指定解除要措置区域の台帳は、広島市環境局環境保全課で閲覧することができます。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定を解除する要措置区域
広島市安芸区畑賀二丁目の287番1、287番3及び287番4の各一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
六価クロム化合物
- 3 指定を解除する要措置区域において講じられた汚染の除去等の措置

なし

4 指定の事由がなくなると認める理由

土壤汚染状況調査の追完により、上記 2 に掲げる種類の特定有害物質が土壤汚染対策法施行規則第 3 1 条第 1 項の基準に適合する土地であることを確認したため。

広島市告示第 3 9 号

令和 7 年 1 月 3 0 日

土壤汚染対策法（平成 1 4 年法律第 5 3 号）第 1 1 条第 2 項の規定により、令和 6 年広島市告示第 4 5 1 号で指定している形質変更時要届出区域の全部について次のとおり指定を解除します。

なお、土壤汚染対策法第 1 5 条第 1 項に規定する指定解除形質変更時要届出区域の台帳は、広島市環境局環境保全課で閲覧することができます。

広島市長 松 井 一 實

1 指定を解除する形質変更時要届出区域

広島市西区観音新町三丁目 6 1 番 1 の一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 1 4 年環境省令第 2 9 号）第 3

1 条第 1 項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

3 指定を解除する形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

広島市告示第 4 0 号

令和 7 年 1 月 3 0 日

土壤汚染対策法（平成 1 4 年法律第 5 3 号）第 1 1 条第 2 項の規定により、令和 4 年広島市告示第 1 3 1 号で指定している形質変更時要届出区域の一部について次のとおり指定を解除します。

なお、土壤汚染対策法第 1 5 条第 1 項に規定する指定解除形質変更時要届出区域の台帳は、広島市環境局環境保全課で閲覧することができます。

広島市長 松 井 一 實

1 指定を解除する形質変更時要届出区域

広島市安芸区畑賀二丁目の 2 8 7 番 1、2 8 7 番 3 及び 2 8 7 番 4 の各一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 1 4 年環境省令第 2 9 号）第 3

1 条第 1 項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物

シアン化合物

水銀及びその化合物

セレン及びその化合物

鉛及びその化合物

砒素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

ほう素及びその化合物

ポリ塩化ビフェニル

3 土壤汚染対策法施行規則第 3 1 条第 2 項の基準に適合していな

かった特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物

六価クロム化合物

シアン化合物

水銀及びその化合物

セレン及びその化合物

鉛及びその化合物

砒素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

ほう素及びその化合物

4 指定を解除する形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

なし

5 指定の事由がなくなると認める理由

土壤汚染状況調査の追完により、上記 2 及び 3 に掲げる種類の特定有害物質が土壤汚染対策法施行規則第 3 1 条第 1 項及び第 2 項の基準に適合する土地であることを確認したため。